

別紙 評価基準表

1 評価項目等

評価項目、評価内容、評価点は以下のとおりとし、評価点の合計 1,000 点満点で評価する。

評価項目	評価内容	評価点	
		配点	小計
(1) 企業評価	企業の技術力に対する内容	45	120
	過去の実績に対する内容	30	
	配置予定技術者の能力に対する内容	45	
(2) 駐車台数の評価	駐車台数に対する内容	100	100
(3) 地域への貢献	市内事業者への発注見込等の有無	20	20
(4) 立体駐車場の構造に関する提案	ユニバーサルデザインに対する内容	35	220
	維持管理に対する内容	50	
	駐車場管制設備に対する内容	35	
	防犯、安全設備に対する内容	50	
	外観に対する内容	50	
(5) 工程に関する提案	工程の妥当性、短縮に対する内容	60	60
(6) 動線に関する提案	自動車動線に対する内容	40	150
	歩行者動線に対する内容	40	
	各施設との動線に対する内容	30	
	案内表示に対する内容	40	
(7) 周辺対策に関する提案	工事中の安全対策、騒音、振動、粉塵などに対する内容	30	30
(8) 独自提案	来庁者や職員が利用しやすくなるよう企画力や創造性があり、創意工夫をこらした提案となっているか	50	50
(9) 総合評価	取り組み意欲、業務の理解度	50	50
(10) 概算事業費	配点 × (全見積額中最も低い見積額) ÷ (当該応募者の見積額)	200	200
合計			1,000

評価の着目点

※的確性：与条件との整合性が取れているか等

※創意性：工学的知見に基づく創意工夫がされているか等

※実現性：提案内容が理論的に裏付けられており、説得力があるか等

2 採点の基準

評価項目（1）～（3）及び（10）については、それぞれ定める算定方法により評価点を算出する。（4）～（9）については、評価項目ごとの評価の視点に基づいて、審査員において提案内容を審査し、以下に示す判断基準により評価点を付与する。

評価内容		採点レート
A	極めて高い	当該項目の配点×100%
B	高い	当該項目の配点×80%
C	普通	当該項目の配点×60%
D	やや低い	当該項目の配点×40%
E	低い	当該項目の配点×20%

3 評価点の算出

（1）企業評価【120点】

① 企業の技術力に対する内容【45点】

丸亀市建設工事等競争入札参加有資格者総合評点の建築一式工事について、下記により評価する。

総合評点	配点
1100点以上	45
1000点以上 1100点未満	35
900点以上 1000点未満	25
900点未満	15

② 過去の実績に対する内容【30点】

ア 設計実績【15点】

平成27年度以降の立体駐車場の実施設計実績(最大3件)について、下記により評価する。

立体駐車場の設計実績	配点/件
300台以上	5
200台以上 300台未満	4
100台以上 200台未満	3
100台未満	2

※JV構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

イ 施工の実績【15点】

平成27年度以降の立体駐車場の施工実績(最大3件)について、下記により評価する。

立体駐車場の施工実績	配点/件
300台以上	5
200台以上 300台未満	4
100台以上 200台未満	3
100台未満	2

※JV構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

③ 配置予定技術者の能力に対する内容【45点】

ア 平成27年度以降の立体駐車場の実績(最大3件)について、業務区分ごとに下記により評価する。

技術者別の業務区分	配点/件
実施設計	5
建築工事	5
工事監理	5

イ 【A】実績ごとの評価のウェイト

立体駐車場の設計又は施工実績	評価のウェイト
300台以上	1.0
200台以上 300台未満	0.8
200台未満	0.6

ウ 【B】実績ごとの携わった立場の評価のウェイト

		評価のウェイト		
		実施設計業務の実績評価	建設業務の実績評価	工事監理業務の実績
過去の実績での立場	実施設計業務 管理技術者の立場	1.0		
	実施設計業務 管理技術者以外の立場	0.6		
	建設業務 監理技術者の立場		1.0	
	建設業務 監理技術者以外の立場		0.6	
	工事監理業務 管理技術者の立場			1.0
	工事監理業務 管理技術者以外の立場			0.6

実績ごとに【A】×【B】を算出し、これをアの評価点に乗じたものを「配置予定技術者の能力に対する内容」の評価点とする。

(なお、評価点は最大3件の合計点とし、小数点以下を切り捨てる。)

(2) 駐車台数に対する内容【100点】

提出された技術提案内容を踏まえ、判断を行う。

駐車台数	配点
240台	50点
241台以上	5点/台

駐車台数の評価点=配点×(提案台数-240)+50

ただし、駐車台数の評価点の最大を100点とする。

(3) 地域への貢献【20点】

提出された業務実施体制調書(様式4)の内容を踏まえ採点する。

市内事業者へ一次下請の発注見込が有の場合、またはJVの場合において、代表者以外の構成員に市内事業者がいる場合 20点

(4) 立体駐車場の構造に関する提案【220点】

① ユニバーサルデザインに対する内容【35点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	35

② 維持管理に対する内容【50点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員の評価により総合的に判断を行う。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	50

③ 駐車場管制設備に対する内容【35点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	35

④ 防犯、安全設備に対する内容【50点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	50

⑤ 外観に対する内容【50点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	50

(5) 工程に関する提案【60点】

① 工程の妥当性、短縮に対する内容【60点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	60

(6) 動線に関する提案【150点】

① 自動車動線に対する内容【40点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	40

② 歩行者動線に対する内容【40点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	40

③ 各施設との動線に対する内容【30点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	30

④ 案内表示に対する内容【40点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	40

(7) 周辺対策に関する提案【30点】

提出された技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	30

(8) 独自提案【50点】

提出された業務実施体制調書技術提案内容を踏まえ、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	50

(9) 総合評価【50点】

ヒアリング等の内容を踏まえ、取り組み意欲、業務の理解度等を加味し、委員により総合的に評価する。

評価の着目点	各委員の評価点					配点
	A	B	C	D	E	
的確性 創意性 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	50

(10) 概算事業費の評価【200点】

提出された見積書の見積額より採点

評価点の算出に当たっての算定式は、以下のとおり。

評価点は、小数点第1位を切り捨てて求めるものとする。

概算事業費の評価点 = 配点 × (全提案中最も低い見積額) ÷ (当該応募者の見積額)